

こども園 継続利用に必要な書類

(教育認定)

提出は、必ず受付期間内に！！

★ 受付期間→令和6年10月21日(月)～10月25日(金)の5日間

| | | |
|----|-----------|--|
| 公立 | 高田こども園 | 午前8時30分から午後7時00分まで |
| | 土庫こども園 | |
| 私立 | つぼみ認定こども園 | 午前8時30分から午後7時00分まで |
| | よのもと保育園 | 午前9時30分から午後5時00分まで ※10月25日については午前9:30から正午まで |

★提出の必要がある人は、期間内に書類を完備し、提出してください。

【手続きに必要な書類】

<すべての人の提出書類> → 現在利用中の施設へ書類を完備して提出してください。

教育・保育給付認定に係る現況届 兼 継続利用確認書

<該当する人のみの提出書類>

診断書または意見書 (保育士加配対応のため、こども家庭相談センター又はリハビリセンター等の直近の診断書が必要)

児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証明書・障害者(療育)手帳・生活保護受給証明書のコピー(給食費が一部免除となる場合があるため)
※児童扶養手当証書は、新しく更新された証書の提出が必要。

保育料等算定に係る事項の申出書(給食費が一部免除となる場合があるため。児童扶養手当証書が発行されていないひとり親等)

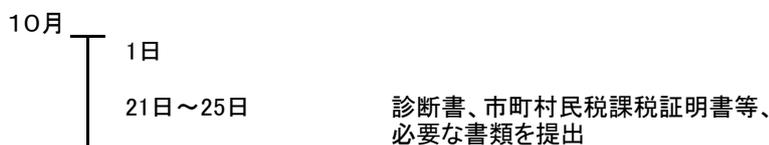
在園証明書 (兄弟が幼稚園に在園している場合、給食費が一部免除となる場合があるため)

令和6年度市町村民税課税(非課税)証明書

※市で令和6年度市町村民税課税状況が確認できない人のみ。提出済みの場合は不要。

利用継続までの流れ

※ 下記は基本的なスケジュールです。



11月

12月

1月

2月

3月



中旬

令和6年分所得税の確定申告 または
令和6年分(令和7年度)市・県民税の申告 (9月以降分副食費免除判定のため)
※ 勤務先から市町村に対し、給与支払報告書による令和6年分の所得の報告があった人や、配偶者が行った扶養控除等の申告で控除対象配偶者とされていた人等は、手続不要です。

下旬 利用承諾等の通知

4月

利用継続